(最近改正: H 3 1.3.1 5 付国関整用企第 2 3 4 号)

#### 赤字下線:今回改正箇所

----

#### .

#### (1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

新

表 6 - 4

区分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅 (アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これら に類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なも のを除く

表 6 - 5

区分	単 位	規模	職種	外 業	内	業	計	備考
				調査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.30 0.30 0.30 0.30	0.09 0.83 0.62	0.12 0.42 0.18 0.12	0.51 人 1.55 人 1.10 人 0.12 人	
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.35 0.35 0.35	0.09 1.02 0.75	0.12 0.42 0.18 0.12	0.56 人 1.79 人 1.28 人 0.12 人	
木造建物C	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.21 0.21 0.21 0.21	0.09 0.57 0.25	0.09 0.32 0.18 0.12	 0.39 人 1.10 人 0.64 人 0.12 人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿調査算定要領(平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地 価調査課長通知。以下「石綿要領」という。)第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面 の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については 本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に

## (1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。

IΒ

表 6 - 4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅 (アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これら に類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なも のを除く

表 6 - 5

							, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
区分	単位	規模	職種	外 業	内	業	計	備考
	半 位	7	和以 作里	調査	図面等	算 定	ΠI	1胂 与
木造建物A	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.30 0.30 0.30 0.30	0.09 0.83 0.62	0.12 0.42 0.18 0.12	0.51 人 1.55 人 1.10 人 0.12 人	
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.35 0.35 0.35	0.09 1.02 0.75	0.12 0.42 0.18 0.12	0.56 人 1.79 人 1.28 人 0.12 人	
木造建物C	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.21 0.21 0.21 0.21	0.09 0.57 0.25	0.09 0.32 0.18 0.12	0.39 人 1.10 人 0.64 人 0.12 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 − 6 の補正率表を適用するものとする。

## 要する費用

## 表 6 - 6

建物延べ面積	70 ㎡未満	70 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 200 ㎡未満	200 ㎡以上 300 ㎡未満	
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	

300 ㎡以上	450 ㎡以上	600 ㎡以上	1,000 ㎡以上
450 ㎡未満	600 ㎡未満	1,000 ㎡未満	1,400 ㎡未満
2.40	3.00	4.00	5.30

## (2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6 - 7 により行うものとする。 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面 等))を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

区	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業	計	備	考
<u></u> Б Э	Л	平 14.	双	快	月10人	俚	調	査	図面等	算 定	ΠĪ	VH	45
木造特	殊建物	棟		『以上 『未満	主技技技技技	技師 A B C D	0.	74 74 74 —	0.12 2.43 0.54 0.27	0.12 0.81 0.06 0.12	0.98 人 3.17 人 2.09 人 0.33 人 0.12 人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

表 6 - 8

建物延べ面積	50 ㎡未満	50 ㎡以上 70 ㎡未満	70 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 200 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 ㎡以上	300 ㎡以上	500 ㎡以上
300 ㎡未満	500 ㎡未満	700 ㎡未満

表 6 - 6

建物延べ面積	は物延べ面積		130 ㎡以上	200 ㎡以上
	70 ㎡未満		200 ㎡未満	300 ㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 ㎡以上	450 ㎡以上	600 ㎡以上	1,000 ㎡以上
450 ㎡未満	600 ㎡未満	1,000 ㎡未満	1,400 ㎡未満
2.40	3.00	4.00	

## (2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面 等))を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

区	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業	計	備	考
	Э	平 位	劝	1天	州以	1里	調	査	図面等	算 定	ΠĪ	DH3	45
木造特	殊建物	棟		¦以上 ¦未満	主任技技技技技	技師 A B C D	0.1 0.1 0.1	74	0.12 2.43 0.54 0.27	0.12 0.81 0.06 0.12	0.98 人 3.17 人 2.09 人 0.33 人 0.12 人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6−8の補正率表を適用するものとする。

建物延べ	面積	50 ㎡未満	50 ㎡以上 70 ㎡未満	70 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 200 ㎡未満
補正	率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 ㎡以上	300 ㎡以上	500 ㎡以上
300 ㎡未満	500 ㎡未満	700 ㎡未満

				712.1					
			I	1					1
非木造建物C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 A 技師 B 技師 C 技師 C	0.98 0.98	0.19 1.41 2.97 0.27	0.19 — 0.81 0.39 0.12	1.36 人 2.39 人 4.76 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合	
非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 B 技師 C 技師 C	0.41 0.41 0.41	0.12 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12	 0.59 人 2.15 人 1.26 人 0.12 人	用途のよる 区分イの場合	

## 構造計算を行う場合

X	分	単位	規	模	職	種	外調	業査	内図面等	業算定	計	備	考
非木造建	生物 A	棟	l	d以上 d未満	主任師師師師	技師 A B C D	0. 0. 0.	87	0.42 9.64 3.62 0.27	0.30 1.35 0.39 0.12	1.59 人 10.51 人 5.84 人 0.66 人 0.12 人	用途に、区分イ	
非木造建	生物 B	棟		d以上 d未満	主任抗抗抗抗抗抗	技師 A B C D	0. 0. 0.	67	0.42 8.12 2.71 0.27	0.30 1.15 0.39 0.12	1.39 人 8.79 人 4.53 人 0.66 人 0.12 人	用途に、区分イ	
非木造建	生物 C	棟	l	n <sup>†</sup> 以上 n <sup>†</sup> 未満	主技技技技技	技師 A B C D	0.9 0.9 0.9	98	0.19 6.40 2.97 0.27	0.19  0.81 0.39 0.12	1.36 人 7.38 人 4.76 人 0.66 人 0.12 人	用途に、区分イ	
非木造建	些物 D	棟		n³以上 n³未満	主技技技技	技師 A B C D	0. 0. 0.	41	1.47 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12	1.94 人 2.15 人 1.26 人 0.12 人	用途に、区分イ	

- 注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-12 の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表 6-6 の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

非木造建物C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技技師 技師 技師	新 A B C	0.98 0.98 0.98 —	0.19 1.41 2.97 0.27	0.19 — 0.81 0.39 0.12	1.36 人 2.39 人 4.76 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技技師 技師師師師	A B C D	0.41 0.41 0.41	0.12 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12	0.59 人 2.15 人 1.26 人 0.12 人	用途のよる 区分イの場合

## 構造計算を行う場合

区	分	単位	規模	職	種	外	業	内	業	計	備考
						調	查	図面等	算 定		
				主任技	支師 A	0.8		0.42 9.64	0.30	1.59 人 10.51 人	用途による
非木造	建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 技師	B C D	0.8	37 —	3.62 0.27	1.35 0.39	5.84 人 0.66 人 0.12 人	区分イの場合
				1			-	0.42	0.12		
非木造	建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技技師技師	A B C D	0.6 0.6 —	57	0.42 8.12 2.71 0.27	0.30 1.15 0.39 0.12	1.39 人 8.79 人 4.53 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造	建物C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主技技技技技	支師 A B C	0.9 0.9 0.9	98	0.19 6.40 2.97 0.27	0.19 0.81 0.39 0.12	1.36 人 7.38 人 4.76 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造	建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主技技技技技	支師 A B C D	0.4 0.4 0.4	11	1.47 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12	1.94 人 2.15 人 1.26 人 0.12 人	用途による 区分イの場合

## 6 工作物の調査

#### (1)機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接 係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築 設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをい う。

新

## イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

表 6 - 15

区分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積 (建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。) が 200 ㎡未 満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業ロコンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業ハ機械靴、鞄製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業品製造、なめし革製造、建具製造等の製材、木製品工業ホ石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業外紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業ト鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業チ自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業ロ金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業ハ作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業ホアルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業カプラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

## 6 工作物の調査

## (1)機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接 係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築 設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをい う。

旧

## イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上 該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

\_(例 機械設備BをCとする。)\_

- (i)機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる。)工場より多い。
- (ii) 配管、配線の系統が複雑 (クロスしたり分岐、集合している。) かつ多い。
- (iii) 自動 (ロボット) 化された機械が比較的多い。
- (iv) プラント (原材料を投入すれば製品または半製品となる。) 化機械 (装置) が多い。
- (v) 規模の大きな機械が多い。
- (vi) 特殊な機械が多い。
- (vii) 製品等の多種品の製造装置を持っている。
- (viii) 受電契約電圧が 6,000 V以上である。

区 分	判 斯 基 準
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が 200 ㎡未 満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業ロコンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業の機械靴、鞄製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業品製造、なめし革製造、建具製造等の製材、木製品工業本石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業へ製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業ト鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業ホアルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業へプラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

- 機械設備D│イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業
  - ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業
  - ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の 電気機械器具製造業
  - 二 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶 製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業
  - ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、 医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業
  - へ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処

## ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 16 により行うもの とする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内 業 (図面等)) を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみ でなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii)機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が 存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6 - 16

区分	単位	規模	職種	外業	内	業	<u> </u>	備	考
	7 15	/ 1天	400 1里	調査	図面等	算 定	н	ИHI	77
機械設備A	事業所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.44 0.44 0.44	0.14 0.75 0.93	0.40 0.40 — 0.22	0.98 人 1.59 人 1.37 人 0.22 人		
機械設備B	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.94 0.94 0.94 —	0.42 2.29 2.76	0.60 2.31 — 0.63	1.96 人 5.54 人 3.70 人 0.63 人		
機械設備C	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	1.18 1.18 1.18	0.42 2.87 3.45	0.60 2.89 — 0.63	2.20 人 6.94 人 4.63 人 0.63 人		
機械設備D	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	1.35 1.35 1.35	0.42 3.30 3.97	0.60 3.33 — 0.63	2.37 人 7.98 人 5.32 人 0.63 人		

- 機械設備DIイ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業
  - ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業
  - ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の 電気機械器具製造業
  - 二 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶 製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業
  - | ホー精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、 医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業
  - へ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処

機械設備E 機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当す ると判断されたもの

## ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 16 により行うもの とする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内 業 (図面等)) を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみ でなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii)機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が 存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

区分	単位	規模	職種	外 業	内	業	計	備	考
	1	//L 1 <del>/</del>	194、11生	調査	図面等	算 定	μ	VHI	
機械設備A	事業所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.44 0.44 0.44	0.14 0.75 0.93	0.40 0.40 — 0.22	0.98 人 1.59 人 1.37 人 0.22 人		
機械設備B	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.94 0.94 0.94	0.42 2.29 2.76	0.60 2.31 — 0.63	1.96 人 5.54 人 3.70 人 0.63 人		
機械設備C	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	1.18 1.18 1.18	0.42 2.87 3.45	0.60 2.89 — 0.63	2.20 人 6.94 人 4.63 人 0.63 人		
機械設備D	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	1.35 1.35 1.35	0.42 3.30 3.97	0.60 3.33 — 0.63	2.37 人 7.98 人 5.32 人 0.63 人		
		設置面積	主任技師	1.53	0.42	0.60	2.55 人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 17 の補正率表を適用するものとする。

- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

## 機械設備Aの場合

表 6 - 17

機の	械 設 面	備積	100 ㎡未満	100 ㎡以上 200 ㎡未満
補	正	率	0.80	1.00

## 機械設備B、C及びDの場合

						2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

		8,000 ㎡以上 12,000 ㎡未満			
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

#### ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に 必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 18 によって行うものとする。

#### 表 6 - 18

区分		単	位	職	種	外	業	内	業		計	備	考
区 分		7	11/4	州以	1里	調	查	図面等	算	定	П	VHI	77
機械設備の見	日 村		主任技師		0. 0.		0.91	0.43 0.14		0.57 人 1.19 人			

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

機械設備E   事業所   400 ㎡以上   技師 A   1.53	<u>3.73</u>	<u>3.76</u>	<u>9.02 人</u>	
600 m²未満 技師 B 1.53	<u>4.49</u>		6.02 人	
<u>技師 D</u>   —		0.63	0.63 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

## 機械設備Aの場合

表 6 - 17

機の	械 設 面	備積	100 ㎡未満	100 ㎡以上 200 ㎡未満
補	正	率	0.80	1.00

### 機械設備B、C、D及びEの場合

0.74 1.7 1					1,000 ㎡以上 1,500 ㎡未満		
補፲	正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

				20,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 18 によって行うものとする。

#### 表 6 - 18

区分	単位	職種	外 業	内	業	計	備考
区 刀	平 154	和 1里	調査	図面等	算 定	П	1佣 与
機械設備の見積	機械設備の見積 台 主任技師 (装置) 技師 A		0.14 0.14	0.91	0.43 0.14	0.57 人 1.19 人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

- 注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業 (図面等) の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

#### (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を 行う上で必要となる設備をいう。

## イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。

表 6 - 19

区分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ排水設備等を含む)、 牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗 い機等を含む)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的 に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池 (調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等 の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、 送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭 焼釜等

#### ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-20 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業 (図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表 6 - 20

E /\	光子	1日 4生	nth!:	16E	外	業	内	業	÷1.	/#:	±z.
区分	単位	規模	職	種	調	査	図面等	算 定	計	備	考
生産設備A	設 備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	<u>主任</u> 技師 技師 技師 技師	<mark>支師</mark> A B C D	0.	29 29 29	0.14 0.71 0.49	0.10 0.13 0.43 0.15	0.10 人 0.56 人 1.43 人 0.78 人 0.15 人		
			<u>主任</u>	支 <u>師</u>	_			0.12	0.12 人		

- 注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業 (図面等) の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

#### (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を 行う上で必要となる設備をいう。

## イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-19の区分によるものとする。

表 6 - 19

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ排水設備等を含む)、 牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗 い機等を含む)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的 に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池 (調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等 の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、 送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭 焼釜等

#### ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 20 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業 (図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

区分	単位	担性	H\$45.	種	外	業	内	業	計	備	考
区分	里 1仏	規模	職	任	調	查	図面等	算 定	aT	1/用	4
生産設備A	設 備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	技技技技	A B C D	0.3 0.3 0.3	<u>30</u>	0.06 0.66 0.58	0.06 0.31 0.06 0.06	<u>0.42 人</u> <u>1.27 人</u> <u>0.94 人</u> <u>0.06 人</u>		

					新				
生産設備B	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	技技 技師師師	A B C D	0.41 0.41 0.41	0.15 0.88 0.70	0.18 0.46 0.19	0.74 人       1.75 人       1.11 人       0.19 人	
生産設備C	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任 技師 技師師師師	<u>支師</u> ABCD	0.21 0.21 0.21	0.15 0.58 0.48	0.11 0.16 0.32 0.17	0.11 人 0.52 人 1.11 人 0.69 人 0.17 人	
			主任!	<u>支師</u> A	0.13	0.09	0.08 0.09	<u>0.08 人</u> 0.31 人	

技師 B 0.13

技師 C

技師 D

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 21 の補正率表を適用するものとする。 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、 分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないこ とから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

0.13

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積 に要する費用

表 6 - 21

0.79 人

0.34 人

0.17 人

0.16

0.17

設備の延べ 面 積	300 ㎡未満	300 ㎡以上 500 ㎡未満	500 ㎡以上 800 ㎡未満	800 ㎡以上 1,300 ㎡未満	1,300 ㎡以上 2,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 ㎡以上	3,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	7,000 ㎡以上
3,000 ㎡未満	5,000 ㎡未満	7,000 ㎡未満	9,000 ㎡未満
3 . 4 0	4.70	6.20	

0.50

0.21

#### ハ 生産設備の見積

生産設備D 筒 所

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に 必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表 6 - 22

区分	単位	職種	外 業	内	業	計	備考
区分	早 1仏	和 1里	調査	図面等	算 定	PΙ	/
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

|設備|設置面積 |技師 A | <u>0.38</u> 0.06 0.06 0.50 人 | 生産設備 B | 当たり | 300 ㎡以上 技師 В 0.83 0.37 1.58 人 技師 C 500 ㎡未満 0.06 1.10 人 0.38 0.66 技師 D 0.06 0.06 人 設 備 設置面積 技師 A 0.06 0.34 人 300 ㎡以上 技師 B 生産設備 C 当たり 0.22 0.56 0.25 1.03 人 500 ㎡未満 技師 C 0.22 0.50 0.06 0.78 人

ĺΗ

0.06 技師 A 0.25 人 0.13 生産設備D 筒 所 技師 B 0.13 0.31 0.12 0.56 人 技師 C 0.13 0.27 0.06 0.46 人 技師 D 0.06 0.06 人

技師 D

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-21の補正率表を適用するものとする。

表 6 - 21

0.06 人

設備の延べ 面 積	300 ㎡未満	300 ㎡以上 500 ㎡未満	500 ㎡以上 800 ㎡未満	800 ㎡以上 1,300 ㎡未満	1,300 ㎡以上 2,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 ㎡以上	3,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	7,000 ㎡以上
3,000 ㎡未満	5,000 ㎡未満	7,000 ㎡未満	9,000 ㎡未満
3 . 4 0	4.70	6.20	

#### ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に 必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-22 によって行うものとする。

区分	単位	職種	外 業	内	業	計	備考
区 分	平 1/4	和 1里	調査	図面等	算 定	□ FT	1胂 与
生産設備の見積	台(設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業 (図面等) の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。) の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表 6-23 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-24 により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 ㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 ㎡から 1,000 ㎡程度 のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

- 注1 住宅等の敷地であって 600 ㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 ㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 24

区分	単位	規模	職	種	外	業	内	業	計	備	考
	平 仏	/死 1英	州权	1里	調	査	図面等	算 定	口口	7/用	4
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師師師師師	A B C D	0.2 0.2 0.2	0.0	0.10 — 0.70 —	0.06 0.28 0.22 0.06	0.36 人 0.48 人 1.12 人 0.06 人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師 技師	A B C	0.2 0.2 0.2	6	0.10 — 1.24	0.07 0.39 0.35	0.43 人 0.65 人 1.85 人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業 (図面等) の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。) の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表 6-23 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-24 により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 23

区分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150 ㎡から200 ㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 ㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 ㎡から 1,000 ㎡程度 のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

- 注1 住宅等の敷地であって 600 ㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 ㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

区分	単位	規模	職	種	外	業	内	業	計	備	考
	+ 111	/	144	.195	調	査	図面等	算 定	μΙ	VHI	77
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C D	0.20 0.20 0.20	)	0.10 — 0.70 —	0.06 0.28 0.22 0.06	0.36 人 0.48 人 1.12 人 0.06 人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C	0.26 0.26 0.26	5	0.10 — 1.24	0.07 0.39 0.35	0.43 人 0.65 人 1.85 人		

					新				
				技師	D		_	0.07	0.07 人
1	住宅敷地C	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C D	0.47 0.47 0.47	0.10 —— 2.06 ——	0.07 0.61 0.45 0.07	0.64 人 1.08 人 2.98 人 0.07 人
J.	豊家敷地 A	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.65 0.65 0.65	0.09  2.79	0.07 0.88 0.77 0.07	0.81 人 1.53 人 4.21 人 0.07 人
J.	農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 ㎡ 以上	技師 技師 技師	A B C D	0.91 0.91 0.91	0.19 — 3.90	0.13 1.11 1.01 0.13	1.23 人 2.02 人 5.82 人 0.13 人
I	工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師技師技師	A B C D	0.41 0.41 0.41	0.23 2.30	0.22 0.83 0.42 0.18	0.86 人 1.24 人 3.13 人 0.18 人
ð	独立工作物	箇所		技師 技師 技師	A B C D	0.13 0.13 0.13	0.12 — 0.61 —	0.12 0.30 0.09 0.15	0.37 人 0.43 人 0.83 人 0.15 人

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注<u>4</u> 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、 分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれない ことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見 積に要する費用

表 6 - 25

敷地の面積	500 ㎡未満				4,000 ㎡以上 8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 ㎡以上	12,000 ㎡以上	20,000 ㎡以上
12,000 ㎡未満	20,000 ㎡未満	28,000 ㎡未満
5.70	7.80	10.40

			技師	D	_	_	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C D	0.47 0.47 0.47	0.10  2.06	0.07 0.61 0.45 0.07	0.64 人 1.08 人 2.98 人 0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C D	0.65 0.65 0.65	0.09  2.79	0.07 0.88 0.77 0.07	0.81 人 1.53 人 4.21 人 0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 ㎡ 以上	技師 技師 技師	A B C D	0.91 0.91 0.91	0.19 	0.13 1.11 1.01 0.13	1.23 人 2.02 人 5.82 人 0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C D	0.41 0.41 0.41	0.23 2.30	0.22 0.83 0.42 0.18	0.86 人 1.24 人 3.13 人 0.18 人	
独立工作物	箇所		技師技師技師	A B C D	0.13 0.13 0.13	0.12 — 0.61	0.12 0.30 0.09 0.15	0.37 人 0.43 人 0.83 人 0.15 人	

IΒ

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積か ら除くものとする。

敷地の面積	500 ㎡未満				4,000 ㎡以上 8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 ㎡以上	12,000 ㎡以上	20,000 ㎡以上
12,000 ㎡未満	20,000 ㎡未満	28,000 ㎡未満
5.70	7.80	10.40

新 旧

# (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

## 調査対象面積

直接人件費= (単位当たり直接人件費 × ----)

.000

ただし、表 6-26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 26

区	分	判 断 基 準
		まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植裁されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区分する。  A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、 株物、 玉物、 生垣、 特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。
庭	大 等	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①~④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植裁されている立木で、主に屋 敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植裁されている立木又は風致を保たせるために植裁されている立木をいう。 D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。

# (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

## 調査対象面積

直接人件費= (単位当たり直接人件費 × ----)

1.000

ただし、表 6-26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

区	分	判 断 基 準
		まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植裁されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる
		種別により区分する。 A 観 賞 樹
		A 観 貝 倒   観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び
		広葉樹)、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹(観賞用竹を含む)をい
		○ 2
		① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね
庭オ	等	明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
		② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元か
		ら分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。
		③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、
		全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。
		④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障
		に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①~④に該当するものを除く。
		B 利用樹
		防風、防雪その他の効用を目的として植裁されている立木で、主に屋
		敷回りに生育するものをいう。
		C 風 致 木
		名所又は旧跡の風致保存を目的として植裁されている立木又は風致を
		保たせるために植裁されている立木をいう。
		D 地 被 類
		観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をい
		う。
		① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。
		(**) 日
		章するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を でするもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を
		這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを
		除く。
		E 芝 類
		観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい

## 7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに 要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費 = (図面作成枚数) × (図面作成費×依頼度)

(図面作成費): 建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

#### (1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面 積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により 認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表 9-10 の建物面積 1 ㎡当たり図面枚数は、産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 11 条により制定された 1 日本産業規格 (以下「日本産業規格」という。) A 列 1 番 (以下「A 1 判」という。) を標準としたところである。 1 日本産業規格 A 列 1 番 (以下「A 1 判」という。) を使用する場合には、図面枚数を 1 倍にするものとする。

図面枚数表 (建物面積 1 m<sup>2</sup> 当たり・A 1 判)

表 9 - 10

用途区分建物の延べ面積	1	П	<i>^</i>
2 0 0 ㎡未満	0.067	0.087	0 . 0 4 7
2 0 0 ㎡以上 4 0 0 ㎡未満	0.042	0 . 0 5 3	0.030
4 0 0 ㎡以上 6 0 0 ㎡未満	0.035	0.044	0.026
6 0 0 ㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0 . 0 2 1
1 , 0 0 0 ㎡以上 1 , 5 0 0 ㎡未満	0.026	0.034	0.019
1 , 5 0 0 ㎡以上 2 , 0 0 0 ㎡未満	0.023	0.030	0.017
2 , 0 0 0 ㎡以上 3 , 0 0 0 ㎡未満	0.021	0.027	0.015
3 , 0 0 0 ㎡以上 4 , 0 0 0 ㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012

#### 7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに 要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費 = (図面作成枚数) × (図面作成費×依頼度)

(図面作成費):建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

## (1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面 積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により 認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表 9-10 の建物面積 1 ㎡当たり図面枚数は、工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 11 条により制定された 10 本工業規格 (以下「10 本工業規格」という。) A 列 11 番 (以下「10 1 ト 「10 1 ト 「10 2 番 (以下「10 2 番 (以下 10 2 图 (以下

図面枚数表 (建物面積 1 ㎡当たり・A 1 判)

表 9 - 10

			<b></b>
用途区分建物の延べ面積	1	П	Λ
2 0 0 ㎡未満	0.067	0.087	0.047
2 0 0 ㎡以上 4 0 0 ㎡未満	0 . 0 4 2	0.053	0.030
4 0 0 ㎡以上 6 0 0 ㎡未満	0.035	0.044	0.026
6 0 0 ㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0 . 0 2 1
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1 , 5 0 0 ㎡以上 2 , 0 0 0 ㎡未満	0.023	0.030	0.017
2 , 0 0 0 ㎡以上 3 , 0 0 0 ㎡未満	0.021	0.027	0.015
3 , 0 0 0 m²以上 4 , 0 0 0 m²未満	0.019	0.024	0.013
4 , 0 0 0 ㎡以上 5 , 0 0 0 ㎡未満	0.017	0.022	0.012

### 第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を 行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、 又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

#### 1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表 11 - 1

種目	単位	規模	職種	外 業	備考
現地踏査	権利者		技師 A 技師 B	0.13 人 0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

#### 3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(4)及び(5) により行うものとする。

#### 4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の 再算定に関する考え方は「3再算定業務(再調査不要)」の規定によるものとする。

- (1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- (2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとする。
- (3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び(3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- (5)機械設備又は生産設備(附帯工作物を含む)の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ

## 第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を 行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、 又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

#### 1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

#### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表 11 - 1

種目	単 位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者		技師 A 技師 B	0.13 人 0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

#### 3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、<u>移転工法及び</u>補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(4)及び(5) により行うものとする。

#### 4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の 再算定に関する考え方は「3再算定業務(再調査不要)」の規定によるものとする。

- (1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- (2)建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとする。
- (3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び(3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- (5)機械設備又は生産設備(附帯工作物を含む)の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ

新			ļ	li li							
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
+45	TO (d. pdc de	物件有	件	1		+1	TG likebik-de-	物件有	件	1	
決	現地踏査	物件無	件	1		決		物件無	件	1	
1 1	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
1 1	裁決申請書(案)等の作成		件	1		1 1	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
作出	M = 0 k t	起業地表示図等	件	1		作		起業地表示図等	件	1	
以	図面の作成	土地調書添付図面	筆	1		Xcl	. 図面の作成	土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1			その他参考図書の作成		件	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
HE HE	現地踏査	物件有	件	1		HE	見地踏査	物件有	件	1	
渡裁	5九心田 且	物件無	件	1		渡申	Ê	物件無	件	1	
<u>決</u> 申	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
立	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1		書	ド ) 明渡裁決申立書(案)等の作成 ≡	物件有	件	1	
書の	<b>列及級以下立首(米) 守り戸</b> 版	物件無	件	1		作成		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1		1	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1			その他参考図書の作成		件	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
再算	現地踏査		権利者	1		再	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1			営業(再調査・再算定)		事業所	1	
務	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1		務	1	プレハブリース	事業所	1	
	以自宋//以色(行响且 行弃人)	賃貸物件	事業所	1			以自宋//以巨《行则县 行券儿/	賃貸物件	事業所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
土	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
地	地域区分及び標準地選定等		業務	1		地地	地域区分及び標準地選定等		業務	1	
評	標準地価格の算定		標準地	1		評	標準地価格の算定		標準地	1	
価	各画地の評価格算定		1画地	1		価	各画地の評価格算定		1画地	1	
1	残地補償算定		1画地	1			残地補償算定		1 画地	1	

新							旧						
	評価格の調整		業務	1			評価格の調整		業務	1			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1			
補	現地踏査		業務	1		,	補 現地踏査		業務	1			
M	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1		ti	賞 概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1			
質		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1			
説	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1		説明	説明資料等の作成 補償説明等B	権利者	1				
		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1			
明	補償説明	補償説明等A	権利者	1				補償説明等A	権利者	1			
		補償説明等B	権利者	1			補償説明	補償説明等B	権利者	1			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		費彩等調	消 打合せ協議	中間打合せ	回	1			
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1			<sup>兌</sup> 消費税等調査	営業調査有	事業者	1			
調査		営業調査無	事業者	1				営業調査無	事業者	1			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1			
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1			
事	事前調査	木造建物·木造特殊 建物·非木造建物	棟	1		前課者、事後課者及び	查.	木造建物·木造特殊 建物·非木造建物	棟	1			
調		区分所有建物	戸	1				区分所有建物	戸	1			
査、・		工作物	箇所	1				工作物	箇 所	1			
事後調	事後調査	木造建物·木造特殊 建物·非木造建物	棟	1			後 調 査 事後調査 及 び 算	木造建物·木造特殊 建物·非木造建物	棟	1			
及		区分所有建物	戸	1				区分所有建物	戸	1			
び算っ		工作物	箇 所	1				工作物	箇 所	1			
定	算定	木造建物·非木造建物	棟	1			算定	木造建物·非木造建物	棟	1			
		区分所有建物	戸	1				区分所有建物	戸	1			
		工作物	箇 所	1				工作物	箇 所	1			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1			
費用負	現地踏査		業務	1		11,	費       用       現地踏査       負		業務	1			

	新	旧							
担 概況ヒアリング等	権利者	1	担	概況ヒアリング等		権利者	1		
<u>の</u> 説 説明資料等の作成等	権利者	1	説 明	説明資料等の作成等		権利者	1		
費用負担説明	権利者	1		費用負担説明		権利者	1		